

公告第248号

下記の者に係る送達すべき書類は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定によりその送達に代えて公示送達します。

また、送達すべき書類は、喜多方市総務部税務課において保管してありますから、来庁の上、受領してください。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

令和8年7月28日

喜多方市長 遠藤 忠一



記

	送達を受けるべき者の住所・氏名	送達すべき書類の名称
1	木島 理恵子	令和8年度国民健康保険税 納入通知書